

■ 代表者会議規程

第1条〔目的〕

本規程は、B3リーグ規約第7条に基づき、代表者会議の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔代表者会議出席者〕

- (1) B3クラブは、その代表取締役または代表理事（原則としていずれも常勤）の中から代表者会議出席候補者1名を指名しB3リーグに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づきB3クラブから指名し届け出がなされた代表者会議出席候補者は、理事会の承認をもって選任される。
- (3) 前項に基づき選任された代表者会議出席者は、本規程に基づき開催される代表者会議に出席する義務を負う。

第3条〔代表者会議の構成〕

代表者会議の構成員は次のとおりとする。理事長、専務理事およびすべてのB3クラブの代表者。

第4条〔代表者会議出席者の任期〕

- (1) 代表者会議出席者の任期は選任後1年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。ただし、増員または補欠のため選任された代表者会議出席者の任期は、代表者会議出席者の任期が満了すべき時までとする。
- (2) 代表者会議出席者は、再任されることができる。
- (3) 代表者会議出席者は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 代表者会議出席者は、選任後1年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

第5条〔代表者会議の招集〕

- (1) 代表者会議は、原則として2か月に1回招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) 代表者会議出席者は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第6条〔代表者会議の招集権者および議長〕

- (1) 代表者会議出席者は、理事長がそれぞれ招集し、その議長となる。ただし、理事長に事故あるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 代表者会議出席者の総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、理事長は、請求された代表者会議を招集しなければならない。
- (3) 代表者会議の招集は、予め代表者会議において定めた期日の場合を除き、第4条第3項および第4項に定める代表者会議の構成員に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条〔代表者会議の権限等〕

- (1) 代表者会議は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、代表者会議の審議を経るものとする。
 - ① 事業計画および事業報告に関する事項
 - ② 予算および決算に関する事項
 - ③ 試合実施に関する事項
 - ④ スポンサー契約に関する事項
 - ⑤ 公衆送信権に関する事項
 - ⑥ 商品化権に関する事項
 - ⑦ その他リーグ運営の基本方針に関する重要な事項

第8条〔代表者会議の定足数および決議要件〕

代表者会議の決議は、代表者会議における構成員の現在数の3分の2以上が出席し、その出席構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条〔代表者会議へのオブザーバー出席〕

予め理事長に届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として代表者会議に出席することができる。

第10条〔代表者会議への関係者の出席〕

- (1) 協会およびB3リーグの役付理事は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 代表者会議は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第11条〔代表者会議の議事録〕

代表者会議の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをB3リーグに保存する。

第12条〔代表者会議の事務の統括〕

代表者会議に関する事務は、B3リーグの理事長が統括する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条〔施行〕

本規程は、平成28年9月8日から施行する。

〔制定〕

平成28年9月8日

〔改定〕

平成29年6月8日 令和5年6月7日

平成29年9月7日